

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

第32条 相談及び救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

本条は、次条以降に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、関係機関等が協力・連携し、権利の侵害の特性に配慮した対応を行うことを規定しています。

【解説】

札幌にも、いじめや虐待、体罰などの権利侵害に悩み、そして苦しんでいる子どもがいます。

子どもの権利の侵害の特性は、子どもがそれを受けたことを十分理解できないまま、あるいは助けを求めることができないまま日常化し、心に深い傷を残し、その後の成長に大きく影響を及ぼすおそれがあることなどが挙げられます。

ここでは、市全体の相談救済体制の充実を図ることを目的に、既存の教育相談窓口やカウンセリング窓口など各種相談機関が、より一層の連携強化を図り、子どもの最善の利益を実現するべく、権利の侵害の特性に配慮した対応を行うことを規定しています。

第 3 3 条 救済委員の設置及び職務

(救済委員の設置及び職務)

第 3 3 条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

本条は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、相談から実際の救済までを行う新たな救済機関として、「札幌市子どもの権利救済委員」を設けること、救済委員による職務として、相談対応、調査、調整、勧告、是正要請等が挙げられることを規定しています。

【解説】

(1) 第 1 項関係

昨今、いじめや虐待が社会問題化しているほか、このような深刻な権利侵害に限らず、様々なことに悩み、そして苦しんでいる子どもたちが大勢います。こうした子どもたちに対し、既存の相談機関が相談を受け、問題を解決している事例も数多くあります。しかしながら、相談機関だけで解決に至らない場合もあり、また、被害を表現しにくい、対大人との関係で弱い立場に置かれることが多いなどの子ども又は子どもの権利侵害の特性からすると、子どもの声を早期に受けとめ、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要です。

このことから、相談だけではなく、申立てに基づき調査や改善の勧告等を行う権限を有する、行政からの独立した立場が尊重された新たな機関として、救済委員を設置することが必要と考えたものです。

救済委員の法的性格は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく、市長等の執行機関の附属機関です。附属機関とは、

地方自治法第 138 条の 4 において、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調停のための機関を置くことができる。」と規定されています。

附属機関においては、行政執行における最終的な意思決定権は有しませんが、専門性の導入、民主化の促進、公正の確保等を図ることができ、運用面では、実質的に職権行為の独立性が尊重されることとなります。

したがって、救済委員は、子どもの立場に立って相談を受け付けるとともに、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場から、調整活動などの働きかけを行うこととなります。

また、救済委員は、事案の検討に当たっては、合議を必要とする事項を除き、迅速性、専門性等を発揮するため、独任制（原則として、一人の人により最終的な物事が決定される方式）により問題解決に当たることとなります。

(2) 第 2 項第 1 号関係

ここでは、救済委員の職務内容として、市民からの子どもの権利侵害に関する相談に対し、必要な助言及び支援を行うことを規定しています。

この相談段階では、いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けることとなります。

(3) 第 2 項第 2 号～第 4 号関係

ここでは、救済委員の職務内容として、市民からの救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請、制度改善のための意見表明を行うこと、勧告や意見表明等の内容を公表することを規定しています。

また、第 2 号で定めている、救済委員の自己の発意により調査等がなされるケースとしては、マスコミの情報や相談を受ける過程での情報などをもとに、救済委員の判断で、調査を実施する場合などが挙げられます。

なお、救済委員は、条例に基づく附属機関の位置づけであり、いわゆる行政処分を行う行政庁とは異なることから、自ら市の機関や市民に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限はありません。

したがって、本項で規定している調査や勧告等の権限は、法的な強制力を有するものではなく、その実効性は、子どもの権利に関して優れた識見を有する救済委員の判断と、救済委員に対する市民や関係機関からの信頼、信望等を支えにして担保されることとなります。

第34条 救済委員の責務等

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

本条は、救済委員の責務と、市の機関、市の機関以外のものの責務をそれぞれ規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、救済委員の責務として、公正かつ適正に職務を遂行すること、関係機関等と相互に協力・連携を図ることを規定しています。

救済委員は、「子どもの権利の擁護者」として、子どもの権利条約及び条例の理念に基づいて行動し、どのような解決方法が、子どもの最善の利益のために最も良いかを判断する必要があります。そのためには、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って、関係する人と人との間の調整活動を行うことが求められるほか、条例に基づく調査等の権限を行使する際には、公的な第三者機関である立場から、関係機関等の状況を適切に把握することが求められます。

また、職務の遂行に当たっては、「公正かつ適正な判断」が必要であり、可能な限りの迅速性についても、このなかに含まれます。

なお、市内には、この救済機関以外にも、様々な子どもに関係する施設や相談機関等があります。教育委員会や学校・施設等の現場はもちろん、児童相談所や北海道警察などの関係機関、チャイルドラインさっぽろなどの民間機関、さらに、民生委員・児童委員などとの有機的な連携が必要です。

(2) 第2項関係

ここでは、救済委員が、政治的に中立でなければならないことを規定しています。

「政党」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に定める政党を指します。また、「政治的目的」とは、政治上の主義主張や施策等を推進したり、これに反対したりすることを目的にすること、または、公職の候補者や特定の政党、政治団体を支持、推薦したり、これに反対することを目的にすることを指します。

(3) 第3項関係

ここでは、救済委員が、個人の秘密に関する事項を扱うことから、子どもを含めた市民から信頼を得るため、守秘義務を規定しています。

救済委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の「特別職」の公務員に該当するため、同法で規定している「一般職」の公務員の守秘義務が適用されないため、この条例で規定しています。

(4) 第4項関係

ここでは、市の機関の責務として、救済委員の独立性を尊重することを規定しています。「市の機関」とは、市長、札幌市教育委員会等の執行機関を指し、市立保育所や市立学校等も該当します。

救済委員は、市が設置する機関ですが、調査や調整を行う際には、高い専門性と公平性を有し、子どもの最善の利益のために活動する必要があります。そのためには、市の行政権に対して、一定程度の独立性を有することが不可欠であり、市の機関に、救済委員の独立性を損なってはならないことを義務付けているものです。

子どもの権利侵害に対しては、救済機関と関係機関とが、当事者の状況が少しでも良い方向に向かうよう、お互いに協力し合うことが必要です。

(5) 第5項関係

ここでは、市の機関以外のもの（国、道、民間の機関、個人等）の責務として、救済委員の職務に協力するよう努めることを規定しています。

市の機関以外のものも、市の機関と同様、救済委員への協力は欠かせないことから、第4項と同様の趣旨を定めています。

なお、第4項及び第5項で定めている市の機関や市の機関以外のものの責務は、いわゆる努力義務を課しているものです。これは、例えば、救済委員

の協力要請に強制的に応じる義務があるなどの強い拘束力を有しているものではありません。救済委員は、いわゆる白黒をつけて問題解決に当たるのではなく、あくまで、子どもの権利の擁護者として、関係機関の理解と協力を得ながら問題解決を図ることになります。

救済機関の位置付けと性格をポイントとしてまとめると、次のとおりとなります。

子ども自らの成長を支援する機関

日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮し、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏んでいけるような支援を行います。

第三者性を有した機関

権利侵害は、行政機関が当事者になることも考えられることから、行政権から独立した立場が尊重された、地方自治法上の「附属機関」の位置付けで設置される、第三者性を有した機関として機能することになります。

一定程度の権限を有した機関

既存の相談機関等ではあまり見られない機能として、調査、調整、勧告、意見表明等の権限を兼ね備えた機関となります。

他機関との連携を考慮に入れた機関

新たに設置する救済機関だけでは対応が困難であるケースも考えられるため、官民含めた他の機関、地域との連携なども考慮し、市全体で権利侵害の解決を目指すことになります。

条例で設置する機関

条例で救済機関を定めることにより、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に付与することができ、制度の安定化を図ることができます。

第 35 条 救済委員の定数、任期等

(救済委員の定数、任期等)

第 35 条 救済委員の定数は、2 人とします。

- 2 救済委員のうち 1 人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。
- 3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。
- 4 救済委員は、任期を 3 年とし、1 期に限り再任されることができます。
- 5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。
- 6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

本条は、救済委員の定数、資格要件と委嘱、任期、兼職の禁止等を規定しています。

【解説】

(1) 第 1 項関係

ここでは、救済委員の定数を 2 人とすることを規定しています。なお、この救済機関には、救済委員のほか、第 43 条に定める、主に相談を担当する相談員、主に調査や調整を担当する調査員が置かれ、それぞれ救済委員の職務の遂行を補佐します。

(2) 第 2 項関係

ここでは、救済委員のうち 1 人を代表救済委員とすることを規定しています。代表救済委員は、救済委員の互選により定められ、救済委員会議を招集するなどの職務を遂行します。なお、救済委員会議では、救済委員の職務執行の一般方針に関する事、活動状況の報告に関する事などが審議されます。

(3) 第 3 項関係

ここでは、救済委員の資格要件として、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有することを規定しています。また、救済委員に中立性、権

威性を持たせるため、委嘱に際しては、議会の同意を必要としています。

議会の同意を得ることで、救済委員に対する高い権威性が与えられ、その職務の遂行と身分上の地位に関して、独立性が保障されることとなります。

(4) 第4項関係

ここでは、救済委員の任期を規定しています。任期が短期間の場合、職務の安定的な執行を妨げる可能性があり、長期間の場合、同一の地位に長くあることによる弊害が生じる可能性があることから、任期を3年とし、一期に限り再任できることにしています。

(5) 第5項関係

ここでは、救済委員の公平性と地位の独立性を保障するため、心身の故障、職務上の義務違反という一定の事由以外は、その意に反して解嘱されないことを規定しています。

「職務上の義務違反」とは、第34条第3項に定める守秘義務違反などを指します。

なお、救済委員が自らの意思により退任する場合は、議決事項には当たりません。

(6) 第6項関係

ここでは、救済委員の中立性、公平性の確保のため、兼職できない職を規定しています。

「市長が別に定める者」としては、政党その他の政治団体の役員、主として札幌市に請負をする法人その他の団体の役員などが挙げられます。

第36条 相談及び救済の申立て

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に定める子どもを除きます。)に係るもの(相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。)

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

本条は、札幌の市民に限らず、何人も(誰も)が、救済委員に対して相談、救済の申立てができることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、市内に住所を有する子ども、市内に通勤、通学する子どもに係る権利の侵害に関する事項について、本人、本人以外を含め、誰もが、救済委員に対して、相談、救済の申立てができることを定めています。また、本項第1号及び第2号では、権利の侵害の対象となる子どもの範囲を定めています。

「何人」とは、申立ての主体となりうるすべての個人、法人等を指し、市外居住者、外国人等を問いません。

救済委員が扱う「子どもの権利の侵害にかかわる事項」としては、第33条第1項に「権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図る」と示しているように、子どもを個別に救済する必要がある場合が対象となります。いいかえれば、そのような個別救済ではなく、不特定多数の子どもの人権侵害の防止や制度改善等だけを求めることは、本項が定める申立ての趣旨とは異なります。ただし、権利侵害を受けているか判然としない場合もあると考えられることから、「子どもの権利侵害にかかわる事項」という表現を用いており、どのような状態が権利侵害であるかの判断は、救済委員に委ねられることとなります。

また、本項の第1号では、市内から他市町村へ通勤、通学する子どもに係る事項についても対象として含めています。この場合は、第3条でも定めて

いるように、他の自治体に対し、協力を要請し、働きかけを行うこととなります。第2号では、他市町村から市内に通勤、通学する子どもに係るもので、対象となる相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものにかかわる事項について対象となることを規定しています。

なお、この救済機関が対象とする子どもの年齢は、第2条「定義」で定められているように、原則として18歳未満の子どもを指し、相談の方法としては、電話、面談などのほか、電子メールによる相談も受け付けることができるものとします。

また、本項では、救済委員に対し、相談ができることを定めていますが、この救済機関は、救済委員、調査員、相談員が一体となった組織ですので、原則として、初期の相談対応は、相談員が対応することになります。

(2) 第2項関係

ここでは、救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができることを規定しています。通常、行政不服等の申立ては書面による場合が多いのですが、救済委員への申立ては、子ども自身により行うことも想定されることから、口頭による申立ても可能としています。

なお、口頭による申立てがなされた場合、救済委員は、別途、申立記録書を作成することになります。

第37条 調査及び調整

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

本条は、救済委員が、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うこと、調査の結果、必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整を行うことができることなどを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、救済委員による調査の実施には、救済の申立てがなされた場合と、救済委員の自己の発意による場合とがあることを規定しています。

「自己の発意による調査」とは、救済委員に対し、子どもの権利の擁護者として、自発的な調査の裁量権を付与するもので、このことにより、制度の実効性がより確保されると考えられます。

なお、自己発意の例としては、マスコミ等の情報や、相談を受ける過程での情報をもとに、救済委員の判断により調査する必要があると認める場合などが挙げられます。

(2) 第2項関係

ここでは、当該子ども又はその保護者以外の者から申立てがなされて調査を行う場合、又は前項に定める自己の発意により調査を行う場合に、救済委員は、当該の子ども又は保護者から同意を得る必要があることを規定しています。

なお、「救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるとき」とは、明らかに保護者の保護能力が欠けると判断される場合や、子どもであることにより状況の判断が困難な場合などが考えられます。

(3) 第3項関係

ここでは、救済委員が調査を開始した後においても、調査の対象外であることが判明するなど、調査の必要がないと判断した場合は、調査を完了させずに、その途中で、中止又は打ち切ることができることを規定しています。

なお、「中止」とは、今後の状況によっては、調査を再開することがありうると判断した場合を、「打ち切り」とは、その時点において調査を再開することがないと判断した場合を指します。

(4) 第4項関係

ここでは、救済委員が、関係する市の機関に対して実施する調査の方法について規定しています。

具体的には、必要な説明、保有する関係書類等の閲覧、その写しの提出を求めることができ、また、実地の調査ができます。

(5) 第5項関係

ここでは、救済委員が、関係する市の機関以外のものに対して実施する調査について規定しています。

具体的には、資料の提出、必要な説明等の協力を求めることができることを規定しています。これらの協力を求める際には、調査の目的、調査内容の取扱いなどを十分説明し、理解を得る必要があります。

(6) 第6項関係

ここでは、救済委員が、調査の結果、必要に応じて権利の侵害の是正のための調整を行うことができることを規定しています。

この機能は、申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁を行ったり、関係者に対する働きかけやあっせん、仲介を行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指すものであり、司法等の強制力によらない解決を目指すうえで、とりわけ重要な役割を担っています。

なお、子どもに寄り添った機能となるよう、申立てがなくても、救済委員がその必要があると認めるケースなどは、相談の段階から調整的なかわりを持って、子どもと関係者との間に関係改善が図られるよう、働きかけを行う場合もあります。

第38条 調査の対象外

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。
- (4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。
- (5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (6) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)
- (7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

本条は、前条で規定している救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして、7項目を規定しています。

【解説】

(1) 第1号関係

ここでは、重複して調査等を行うことを避けるため、判決、裁決等により確定した事案又は現に係争中である事案に関するものであるときは、調査を行わないことを規定しています。

ただし、裁判の判決等があり確定した事項であっても、社会情勢等の変化により、新たに調査の必要があると救済委員が判断した場合等は、調査を行うことも考えられます。なお、このことについては、第2号以降でも同様のケースが考えられることから、救済委員が「特別の事情があると認めるとき」は、調査を行うことを規定しています。

(2) 第2号関係

ここでは、議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるときは、調査を行わないことを規定しています。

議会において、同時期に審査を行っている請願又は陳情の案件については、重複して調査を行うことを避けるために、対象から除外しています。

(3) 第3号関係

ここでは、札幌市オンブズマン¹³に苦情を申し立てた事案に関するものであるときは、調査を行わないことを規定しています。

救済委員が扱う事案で、市の機関により引き起こされたものは、札幌市オンブズマンと管轄が重複することが考えられます。この場合、いずれの機関に対して申立てを行うかは、市民の判断が優先されますが、一つの事案を、両方の機関で扱うことは避ける必要があります。

(4) 第4号関係

ここでは、救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるときは、調査を行わないことを規定しています。

救済委員やオンブズマンについては、職務の遂行、地位の独立性を確保する必要があることから、これらの者による行為に関する事項を対象外としています。また、救済委員やオンブズマンは、人格が高潔で高い識見があるとして、議会から同意を得て委嘱された者であるため、これらの者の判断は、

¹³ 札幌市オンブズマン：市民の権利利益を擁護し、市政を監視し、市政の改善を図ることにより、開かれた市政を推進することなどを目的に、平成13年に発足した制度。市民の市政に対する苦情を調査し、必要に応じて勧告、是正要請等を行っている。

信頼されるべきものであるということが出来ます。

なお、札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）においても、前項及び本項と同じく、救済委員に救済を申し立てた事項、救済委員の行為に関する事項については、オンブズマンの所轄事項に該当しないものと定められています。

(5) 第 5 号関係

ここでは、救済の申立ての原因となった事実のあった日から 3 年を経過しているときは、調査を行わないことを規定しています。

札幌市オンブズマンでは、1 年を経過した日と定められていますが、救済委員が扱う子どもの権利侵害の特性を考慮すると、一定期間は申立てをしにくいことなども考えられることから、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 724 条に定められている不法行為による損害賠償請求権に係る時効等を考慮し、3 年を経過した日と規定しています。

(6) 第 6 号関係

ここでは、前条に定める子ども又は保護者の同意が得られないとき、調査を行わないことを規定しています。

(7) 第 7 号関係

ここでは、前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき、調査を行わないことを規定しています。

例えば、重大な虚偽のあることが明らかであるとき、個別救済を対象とした申立てではないと明らかに判断できるときなどが該当すると考えられます。

第39条 勧告等の実施

(勧告等の実施)

- 第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。
- 2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

本条は、救済委員が、調査又は調整の結果、関係する市の機関に対して、勧告等を行うことができること、市の機関が、勧告等を尊重しなければならないことを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、救済委員が、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができることを規定しています。

この勧告機能や次条に定める是正要請機能は、相談や調査、調整を行っても解決されない場合に、救済委員によって、最終的な判断として発動される手法ととらえる必要があります。

なお、「勧告」とは、一定の行為をすること又はしないことを勧めることをいいます。

また、「是正等」とは是正及び改善を指します。このうち、「是正」とは、悪い点があれば改め、正しくすることであり、「改善」とは、良い方に改めることをいいます。

(2) 第2項関係

ここでは、救済委員が、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができることを規定しています。

この意見を表明する機能は、個々の案件をきっかけとして調査を進めた結果、関係する市の機関の仕組み等を見直すことが望ましい場合に発動されません。

(3) 第3項関係

ここでは、勧告及び意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならないことを規定しています。

この勧告等の権限自体は、強制力を伴うものではありません。しかし、これを受ける立場にある市の機関は、率先して、子どもの権利の保障を推進しなければならない立場にあることから、尊重義務を課しています。

第40条 是正等の要請

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

本条は、救済委員が、関係する市の機関以外のもの（道立学校、民間施設、個人など）に対して、是正等の要請をすることができることを規定しています。

【解説】

ここでは、前条と異なり、市の機関以外のものに対して、是正要請の内容を尊重する規定や、次条で定める市の機関への報告の規定は設けていません。

しかしながら、救済委員は、市の機関以外のものに対しては、第34条第5項に規定しているその責務に照らし、措置内容について、十分に検討していただくよう、依頼することになります。

また、救済委員は、必要に応じて、その措置に関する状況について確認する機会を設けることも考えられます。

第 4 1 条 報告及び公表

(報告及び公表)

- 第 4 1 条 救済委員は、第 3 9 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。
- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。
- 3 救済委員は、第 3 9 条第 1 項の規定による勧告若しくは同条第 2 項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。
- 4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

本条は、第 39 条に定める勧告、意見表明に対する市の機関の措置状況の報告、その内容の公表等について規定しています。

【解説】

(1) 第 1 項関係

ここでは、救済委員が、市の機関に対して勧告、意見表明をしたときは、市の機関に対し、是正等又は改善の措置の状況について、報告を求めることを規定しています。

(2) 第 2 項関係

ここでは、市の機関は、前項の報告を求められた翌日から起算して、60 日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告することを規定しています。

救済委員による勧告や意見表明は、改善措置等を講ずることについて強制力はありませんが、救済委員に対し措置の状況を報告することで、勧告等の実効性を確保することができます。

(3) 第 3 項関係

ここでは、救済委員が行った勧告や意見表明の内容、市の機関が行った救済委員への報告の内容について、これらを公表することができることを規定

しています。

勧告等の内容は、公表することによって、関係者に対して、解決に向けた行動を促す効果が期待できるほか、他の機関等に対する抑止効果も期待することができます。また、子どもの権利保障に関する市民意識の醸成にも寄与すると考えられます。

なお、市以外の機関の者に対する是正要請については、特に公表機能を設けていませんが、救済委員が必要と認めるときは、特定の個人や施設を明示しない方法で、次条に定める活動状況報告書に、その概要を盛り込むことが考えられます。

(4) 第4項関係

ここでは、救済委員は、公表を行う際に、個人情報等の保護について、十分な配慮を行う必要があることを規定しています。

札幌市では、「札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）」を制定し、個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めており、救済委員も、この条例を遵守して、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

第42条 活動状況の報告

（活動状況の報告）

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

本条は、救済委員が毎年、活動状況について市長、議会に報告し、これを公表することを規定しています。

【解説】

救済委員が、その活動状況を広く市民に周知することで、この制度の市民の理解と協力がより一層図られることが期待されます。

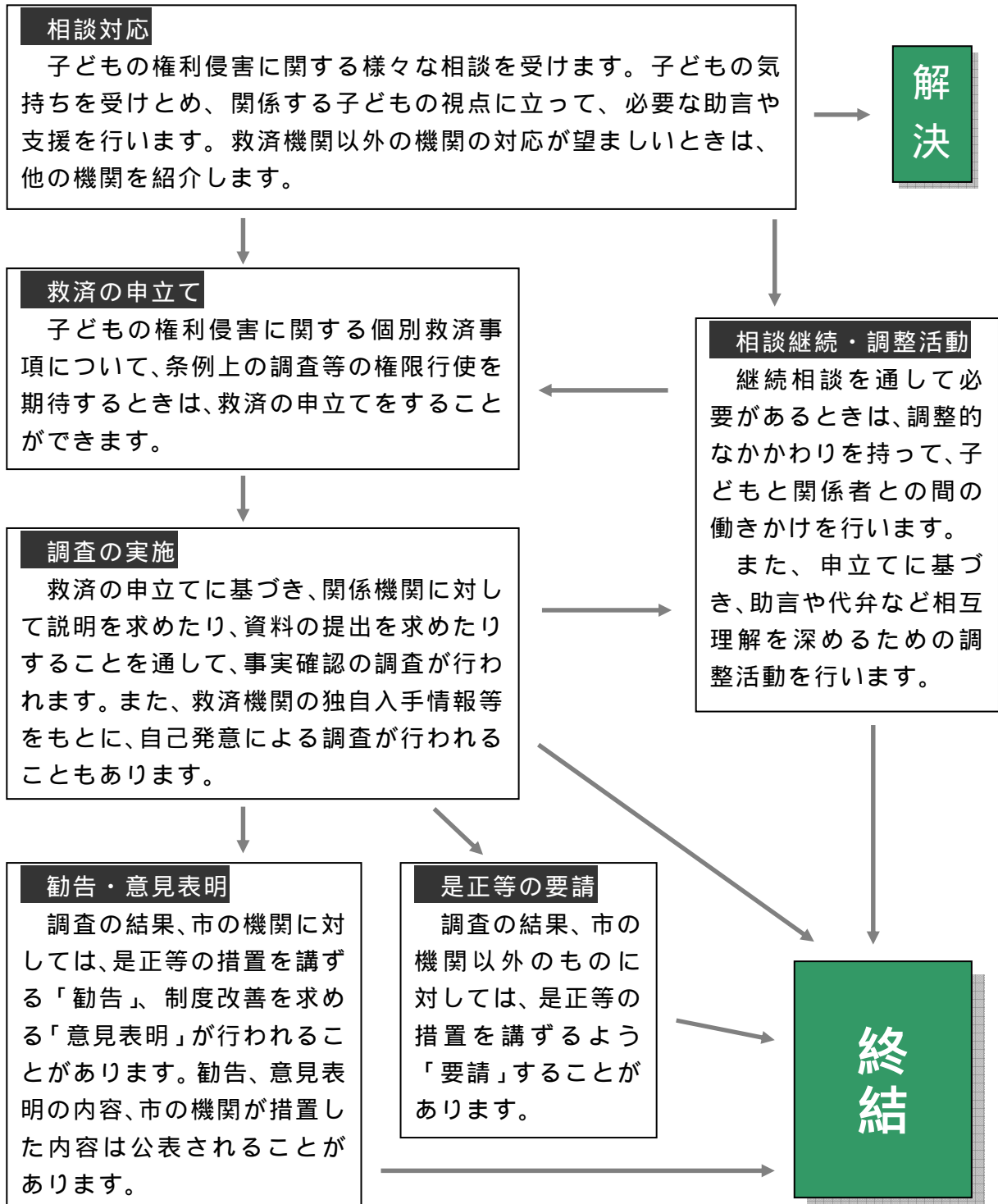
報告する事項としては、年度ごとの相談の件数、救済の申立ての件数、調査の件数、勧告、意見表明及び是正等又は改善の措置の状況に係る報告の要旨などが挙げられます。

なお、この活動状況の報告と公表についても、前条と同様、個人情報に対して十分に配慮する必要があります。

救済機関が有する権限

救済機関では、子どもの様々な悩みに対して相談を受け付けるところから始まります。相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合があります。

救済機関が有する権限をまとめると、以下のとおりです。



第43条 調査員及び相談員

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

本条は、救済委員の統括のもと、職務の遂行を補佐するスタッフとして、調査員と相談員を置くことを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、調査員及び相談員の設置について規定しています。

このうち調査員は、相談員から引き継いだ事案に対し、主に調査や調整活動の実施を担当します。また、相談員は、主に相談への対応を担当するとともに、継続相談が行われる際には、必要に応じて、調査員とともに、相談者と関係者との間の調整的なかわりを持つこともあります。

なお、この機関は、救済委員、調査員及び相談員が、それぞれの役割を担いながら、一体となって問題の解決に当たるものですが、事案の検討に際しては、調査員及び相談員は、事実上、救済委員の指揮監督を受けることになります。

(2) 第2項関係

ここでは、調査員、相談員の委嘱について規定しています。

このうち調査員は、人権、教育、福祉、臨床心理の有資格者など、一定程度の知識、経験を有している者を配置する必要があります。また、相談員は、子どもの相談業務についての専門的知識と豊富な経験を有した職員を配置する必要があります。調査員、相談員は、いずれも、札幌市の非常勤職員として職務を遂行します。

(3) 第3項関係

ここでは、第34条に規定している守秘義務等の救済委員の責務、第35条

に規定している兼職の禁止が、この調査員、相談員にも適用されることを規定しています。

第44条 規則への委任

(規則への委任)

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

本条は、救済委員の組織、運営に関して必要な事項を、市長が規則で定めることを規定しています。

規則で定める事項としては、代表救済委員の選任に関する規定、救済委員会に関する規定、救済委員が発する各種通知に関する規定、事務局の設置に関する規定などが挙げられます。

なお、救済委員の事務局については、子ども未来局内に設置されますが、事務局職員は、救済委員の第三者性を維持する必要があるため、直接、救済委員の調査手法等に影響を及ぼすことは行いません。事務局職員は、関係機関との連絡調整、救済委員等の勤務日の日程調整、各種統計処理、広報、事務局の予算、経理等を中心的に担うこととなります。

このなかでも、子ども本人が利用しやすい、子どもの視点に立った機関とすることが求められることから、とりわけ、子どもたちへの広報を積極的に行い、子どもからの救済委員へのアクセスを容易にするための工夫に努めることが求められます。